

# 一管区水路通報第4号

令和4年1月28日

第一管区海上保安本部

第30項	北海道南岸	函館港	・	小型船舶操縦訓練
第31項	北海道南岸	函館港	・	救難訓練
第32項	北海道南岸	苫小牧港	・	掘下げ作業(時間変更)
第33項	北海道南岸	苫小牧港	・	ケーソン据付作業等(期間変更)
第34項	北海道南岸	浦河港北西方	・	射撃訓練
第35項	北海道南岸	十勝港北北東方	・	水路測量
第36項	北海道南岸	釧路港	・	潜水訓練
第37項	北海道南岸	釧路港南方	・	救難訓練
第38項	北海道南岸	花咲港南東方	・	魚礁設置作業
第39項	北海道西岸	稚内港	・	救難訓練
第40項	北海道西岸	野寒布岬北東方	・	照明弾発射訓練
第41項	北海道西岸	利尻島	・	灯台光達距離変更
第42項	北海道西岸	石狩湾港	・	水深について
第43項	北海道西岸	小樽港	・	水路測量

## お知らせ

- 「海水情報センター」について  
第一管区海上保安本部は船舶等の海難を防止するために「海水情報センター」を開所しております。  
海水情報は以下Webページにより入手できます。

第一管区海上保安本部 海水情報センターのWebページ

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



※水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

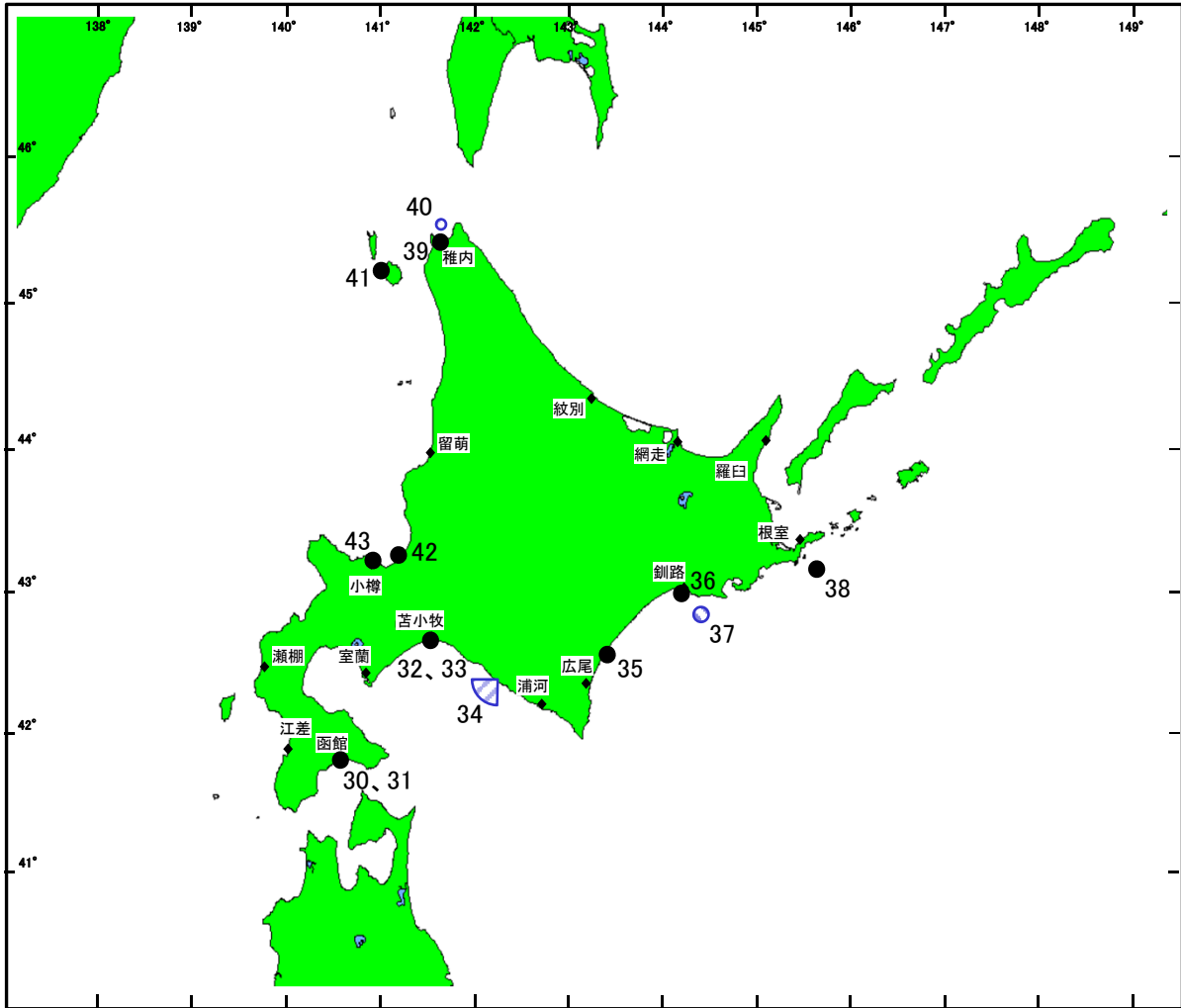
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

# 索引図



※概略の位置又は区域を●印又は⊗で示す。数字は項数。

4年30項 北海道南岸 - 函館港、第6区 小型船舶操縦訓練  
 下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和4年2月11日～27日 0900～日没  
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (1) 41-47-37.0N 140-41-50.6E  
 (2) 41-47-38.1N 140-41-58.3E  
 (3) 41-47-10.7N 140-42-03.6E  
 (4) 41-47-10.0N 140-41-50.9E  
 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (5) 41-47-01.7N 140-41-46.9E  
 (6) 41-47-03.3N 140-42-04.2E  
 (7) 41-46-34.7N 140-42-06.0E  
 (8) 41-46-32.2N 140-41-50.0E

備 考 訓練中、各区域内に浮標3基(約50m間隔)設置  
 海 図 W6  
 出 所 函館港長



4年31項 北海道南岸 - 函館港、第4区及び第5区 救難訓練  
 下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

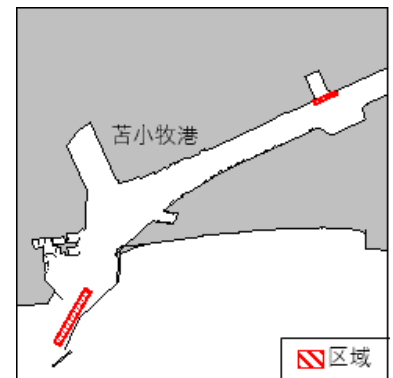
期 間 令和4年2月1日、4日、15日、17日、25日 1045～1145、1400～1630  
 区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E  
 を中心とする半径150mの円内  
 備 考 吊り上げ訓練を行う  
 海 図 W6  
 出 所 函館航空基地



4年32項 北海道南岸 - 苫小牧港、第1区、第2区及び第3区 掘下げ作業(時間変更)  
 一管区水路通報3年50号691項削除

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。  
 期 間 令和4年1月6日～1月31日 日出～日没  
 2月1日～3月31日 日出～日没、2000～翌0500  
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (1) 42-38-54.1N 141-40-06.8E  
 (2) 42-38-52.7N 141-40-07.5E  
 (3) 42-38-47.9N 141-39-53.6E  
 (4) 42-38-49.4N 141-39-52.8E  
 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (5) 42-37-21.7N 141-37-27.0E  
 (6) 42-37-20.0N 141-37-30.8E  
 (7) 42-36-55.1N 141-37-11.2E  
 (8) 42-36-56.7N 141-37-07.5E

備 考 作業中、警戒船配備  
 夜間作業は区域2のみ  
 海 図 W1033A-JP1033A  
 出 所 苫小牧港長



4年33項 北海道南岸 - 苫小牧港、第1区 ケーソン据付作業等（期間変更）

一管区水路通報3年36号528項削除

下記区域で、潜水士及び起重機船によるケーソンの据付作業等が実施されている。

期 間 令和3年9月21日～令和4年3月22日

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-38-55.0N 141-40-04.3E

(2) 42-38-51.5N 141-40-06.5E

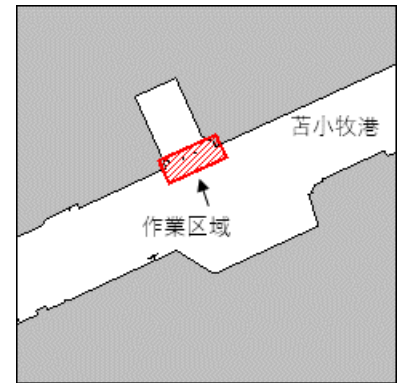
(3) 42-38-47.5N 141-39-54.5E

(4) 42-38-51.0N 141-39-52.3E

備 考 ケーソンは苫小牧港第4区から夜間(0200～0430) へい航される  
ケーソンへい航中、警戒船配備する  
へい航中のケーソンは菱形形象物及び白色全周灯で標示  
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1033A-JP1033A

出 所 苫小牧港長



4年34項 北海道南岸 - 浦河港北西方 射撃訓練

下記区域で、陸上自衛隊による対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和4年2月20日～4月15日 0800～1730

区 域 42-18-26N 142-26-33E を中心とする半径20kmの円のうち、  
真方位180°～270°の扇形区域

備 考 射撃開始及び終了時にサイレン吹鳴

射撃時間中、監視塔に赤色吹流しを掲揚

海 図 W1030-JP1030

出 所 陸上自衛隊北部方面総監部



4年35項 北海道南岸 - 十勝港北北東方 水路測量

下記位置で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和4年1月26日～2月25日のうち1～3日間

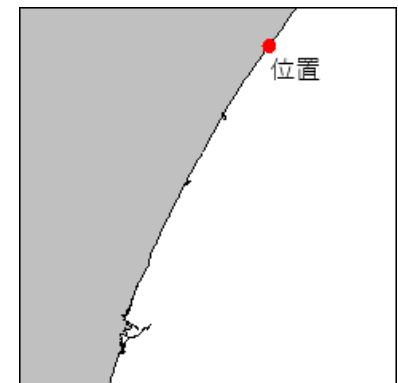
位 置 下記地点付近

42-31.8N 143-29.0E

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W1032-JP1032

出 所 第一管区海上保安本部公示

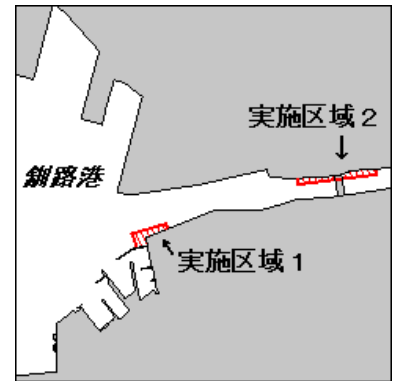


4年36項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区、第2区及び第3区 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

- 期 間 令和4年2月5日 0900～1600 区域1及び区域2  
 令和4年2月11日 0900～1600 区域1
- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 42-58-40.7N 144-22-16.8E (岸線上)  
 (2) 42-58-43.2N 144-22-15.6E  
 (3) 42-58-45.0N 144-22-24.0E  
 (4) 42-58-44.1N 144-22-24.6E (岸線上)
- 2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (5) 42-58-53.3N 144-22-57.0E (岸線上)  
 (6) 42-58-52.2N 144-22-57.0E  
 (7) 42-58-54.0N 144-23-16.8E  
 (8) 42-58-55.2N 144-23-16.8E (岸線上)

海 図 W31-JP31  
 出 所 釧路港長



4年37項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

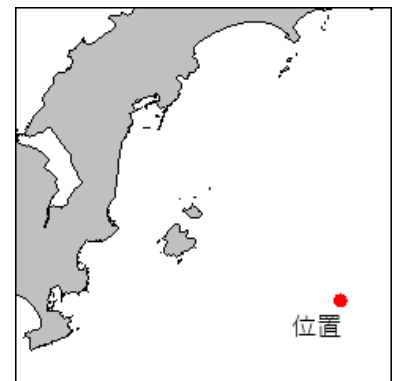
- 期 間 令和4年2月1日～28日 日出～日没
- 区 域 42-43.4N 144-22.4E  
 を中心とする半径5海里の円内
- 備 考 発炎筒及びマリナーマーカーを投下
- 海 図 W26  
 出 所 釧路航空基地



4年38項 北海道南岸 — 花咲港南東方 魚礁設置作業

下記位置で、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

- 期 間 令和4年2月1日～28日 日出～日没
- 位 置 下記地点付近  
 43-11.0N 145-42.5E
- 備 考 作業位置はレーダー反射器及び黄色灯(4秒1せん)付浮標で標示  
 円筒型魚礁 191個設置
- 海 図 W25  
 出 所 根室海上保安部



4年39項 北海道西岸 - 稚内港 救難訓練

下記区域で、巡視艇による救難訓練が実施される。

期 間 令和4年1月31日 1300~1600

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 45-24-36N 141-42-42E

(2) 45-24-34N 141-42-42E

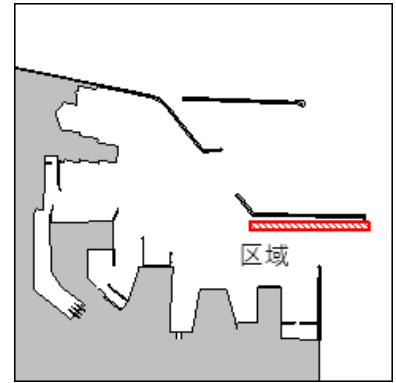
(3) 45-24-34N 141-41-58E

(4) 45-24-36N 141-41-58E

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚

海 図 W1041(分図「内港」)

出 所 稚内港長



4年40項 北海道西岸 - 野寒布岬北東方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

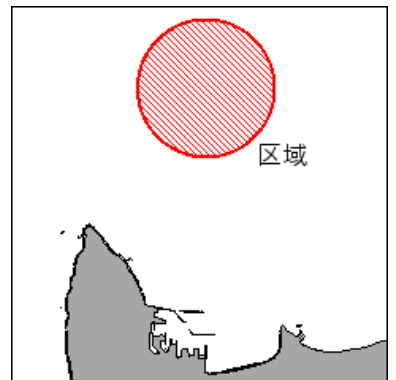
期 日 令和4年2月3日、4日のうち1日 日出~日没

区 域 45-30.0N 141-42.4E

を中心とする半径1.5海里の円内海域

海 図 W1041

出 所 稚内海上保安部



4年41項 北海道西岸 - 利尻島 灯台光達距離変更

一管区水路通報3年50号702項削除

栄浜埼灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。

位 置 45-12.8N 141-08.0E

光達距離 (変更前) 13海里

(変更後) 12海里

海 図 W21-W1040-W1045-W33-W41

参照書誌 411 0528番

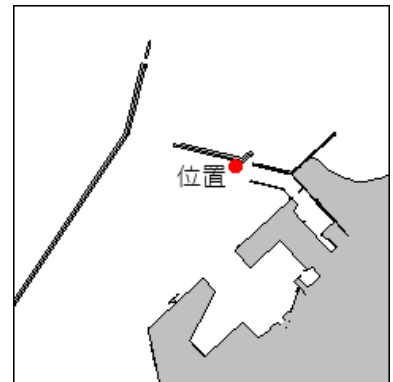
出 所 稚内海上保安部



4年42項 北海道西岸 - 石狩湾港 水深について

報告によれば、令和4年1月20日1036頃、下記位置において喫水1.9mの船舶が底触したという。

位置 43-13-15.8N 141-17-56.0E  
海図 W7  
出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



4年43項 北海道西岸 - 小樽港、第1区 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期間 令和4年2月1日～28日のうち5日間

区域 下記(1)～(4)及び(5)～(9)地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-12-17.5N 141-00-22.7E (陸岸上)
- (2) 43-12-19.2N 141-00-27.5E
- (3) 43-12-12.7N 141-00-31.7E
- (4) 43-12-11.2N 141-00-27.2E (陸岸上)
- (5) 43-12-05.4N 141-00-11.3E (陸岸上)
- (6) 43-12-05.9N 141-00-10.1E
- (7) 43-12-06.5N 141-00-10.5E
- (8) 43-12-08.7N 141-00-09.2E
- (9) 43-12-09.8N 141-00-10.7E (陸岸上)

備考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海図 W5-JP5

出所 第一管区海上保安本部公示

